

四條畷市福祉計画検討委員会 議事録（障がい福祉課）

日時：令和4年3月24日（木）午後3時00分～3時45分

於： 四條畷市市民総合センター 展示ホール

＜出席委員＞小寺委員長・山上委員・前原委員・岸田委員・三ツ川委員・湯元委員・北井委員・阿瀬田委員・福井委員・福田委員・橋垣委員・平山委員・守屋委員・森田委員・穂園委員

1 開会

2 健康福祉部長挨拶

3 なわて障がい者プラン・障がい福祉計画の進捗状況について

【事務局】

障がい者基本計画（第3期なわて障がい者プラン）及び障がい福祉計画（第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画）の進捗状況に関する資料をもとに説明を行う。

「第3期なわて障がい者プラン」および「第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画」の進捗状況について

施策目標1

＊第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画 P62～P63

1 差別の解消及び権利擁護等の推進

（1）障がい者に関する知識の普及・啓発

（2）障がいを理由とする差別の解消の推進

（3）権利擁護等の推進

■課題

- ①障がい者の権利擁護の推進のための啓発
- ②障がい者虐待防止センターと障がい者差別解消支援地域協議会の機能強化
- ③計画相談の推進

■実績（R3.2.28現在）

- ①障がい者虐待防止センターでの24時間365日相談受付 21件受付
- ②障がい者差別に関する相談対応 0件
- ③特定相談事業所連絡会にて計画相談の依頼 10件
- ④基幹相談支援センターによる特定相談事業所訪問
- ⑤基幹相談支援センターによる事例検討会
- ⑥障がい者差別解消支援地域協議会の研修の開催 R3.12.8 開催
- ⑦障がい者虐待防止ネットワーク会議の開催 R3.12.22 開催
- ⑧電光掲示板による、障がい者への理解啓発
- ⑨成年後見制度の利用促進のための研修の開催 R4.2.14 開催
「わかりやすい！成年後見制度！」
- ⑩四條畷市商工会へ障がい者差別解消法の改正に伴い事業所の合理的配慮の義務化を周知
- ⑪障がい者虐待防止研修の開催 R4.3.10 開催
「これって虐待？不適切な支援・グレーゾーンに気が付いたとき」
- ⑫手話言語意見聴取会開催 R4.3.10

■今後の取組み

- ①障がい者差別解消研修についての研修開催 R4.3.22 開催予定
「みんなで考え創り出す合理的配慮」
- ②障がい者差別解消にむけ相談窓口の周知など
- ③わかりやすい情報発信によるサービスの啓発
- ④計画相談支援の推進

施策目標2 一人ひとりの個性や可能性を育む環境の整備

＊第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画 P64～P65

- (1) 保育・幼児教育の充実
- (2) 学校教育の充実

- (3) 学校相談体制の充実
- (4) 児童・生徒の日中活動支援・居場所づくり
- (5) 教職員の資質の向上
- (6) 障がい児政策等の充実

■課題

- ①医療的ケア児支援の体制整備
- ②児童発達支援センターの機能強化
- ③児童の短期入所施設の整備
- ④関係機関の連携による継続した支援の実施
- ⑤通学支援制度の対応する事業所の確保
- ⑥放課後デイサービス事業所の機能強化
- ⑦保護者支援の充実
- ⑧居宅訪問型児童発達支援の提供

■実績

- ①医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場の開催 3回
- ②医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講
- ③児童発達支援センターでの保育所等訪問支援事業、障がい児計画相談、巡回相談、就学後の相談、研修会、ペアレント・トレーニングの実施
 - ・研修会 1回目 R3.7.27 開催（関係機関向け）
ビジョントレーニングでこどもの発達の土台を育てよう 参加者 25名
 - ・研修会 2回目 R3.11.9 開催（市民向け）
わたしの願い～将来に向けて発達障がいのある子どもとその家族について 参加者 24名
 - ・研修会 3回目 R3.11.25 開催（関係機関向け）
二次障がいの対応について 参加者 7名
- ④児童発達支援センターでの理学療法士、作業療法士によるリハビリテーションの実施、言語聴覚士による相談・助言の実施
- ⑤通学支援ガイドヘルパー養成研修の実施 R4.2.23 から開催

■今後の取組み

- ①医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場での課題にむけての検討
- ②医ケア児在籍校で、看護師による教職員向け研修

- ③就学时健康診断での教育相談
- ④支援学校の地域支援による学校支援
- ⑤適切な就学先決定のため就学支援委員会設置にむけた検討
- ⑥教職員研修（支援学級の公開授業等）
- ⑦発達障がい啓発研修 4回目 3月14日開催予定（関係機関向け）

施策目標3 いきいきと活躍できる環境づくり（社会参加の促進）

＊第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画 P66～P69

- (1) 就労に必要な技能の習得・向上支援
- (2) 就労支援
- (3) 就労の場の拡充
- (4) 多様なニーズに対応した日中活動
- (5) 生涯を通じた学習・レクリエーション活動の支援
- (6) 外出・コミュニケーションの支援

■課題

- ①就労移行等のへの支援
- ②工賃向上への取組み強化
- ③障がい者（児）の集える機会・場所の確保
- ④コミュニケーション事業の充実
- ⑤移動手段の確保

■実績

- ①事業所への販売物品調査の実施
- ②手話奉仕員養成講座（市民向け）の開催
- ③手話通訳者及び要約筆記通訳者ステップアップ研修（現任者向け）の開催
- ④広報にて定期的な手話コラムの掲載
- ⑤市ホームページ、SNS等での手話動画の掲載
- ⑥ふれあいキャンペーンの実施 R3.12.7開催
- ⑦ガイドヘルパーフォローアップ研修 R4.2.3開催

- ⑧ガイドヘルパー養成研修の実施 R4.2.23～開催
- ⑨四條畷市商工会に事業所からの販売物品などの情報提供し協力を依頼

■今後の取組み

- ①物品等の需要調査
- ②地域活動支援センターの整備

施策目標4 生活の質（QOL）を高める生活支援の推進

＊第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画 P70～P72

- (1) 障がい福祉サービス等の充実
- (2) 相談・情報提供体制の充実
- (3) 人材の育成・研修
- (4) 障がいのある人の自立を支援する計画的なケアマネジメントの推進
- (5) 健康の保持・増進

■課題

- ①地域移行のサポート体制の強化
- ②計画相談の推進
- ③必要とする事業所の確保

■実績

- ①地域生活支援拠点等の整備に関する検討
 - ・緊急時人員体制事業の開始（R3.4.1） 事前申請7名（R4.2.28現在）
- ②相談支援従事者初任者研修の推薦 3名
- ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場の開催
- ④地域移行のアプローチを考えるPT の開催
- ⑤事業所増加への働きかけ
- ⑥障害サービス関係機関と介護保険サービス関係機関の連携強化PT の開催
- ⑦計画相談の推進

	障がい者総合支援法分				児童福祉法分			
	障がい福祉サービス受給者数	計画作成済み人数	セルフプラン	計画相談支援支給決定率 %	障がい児通所支援受給者数	計画作成済み人数	セルフプラン	計画相談支給決定率 %
R2.3	560	277	283	49.4	316	131	184	41.4
R3.3	576	293	283	50.8	343	139	204	40.5
R4.2	582	296	286	50.9	342	137	205	40.1

■今後の取組み

- ①地域移行のことで知らせてもらえるようリーフレットの作成、配布
- ②引き続き、事業所確保のための働きかけ
- ③地域生活支援拠点の周知

施策目標5 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進

＊第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画 P73～74

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 緊急時の安心・安全の確保
- (3) 地域で助け合い・支え合いの推進

■課題

- ①個別支援計画の策定
- ②障がい者理解への働きかけ

■実績

- ①避難行動要支援者名簿の更新
- ②聴覚障がい者への市も公式 LINE の登録の呼びかけ
- ③「ネット119」の防災時の活用に関する説明会実施

④防災ブックの検討

⑤事業所への防災研修の実施 R4.1.12 開催

■今後の取組み

①防災ブックの作成に向けての調整

質疑応答

【委員】

最近、市内の事業所で不正請求しているのが府のホームページに載っていた。障がい者自身がインターネット利用しないとき、市へいけばその情報をおしえてくれるのでしょうか。

【事務局】

不正請求など把握したときは、利用者に CW や計画相談員がついているので、情報共有しながら対応しています。

【委員長】

事業所へのペナルティーはないのですか。

【事務局】

事業所への監査指導は府の管轄になります。市としては情報を共有しています。

【委員】

就労支援 B 型のなかで、一般就労している人がいますか。

【事務局】

先日、事業所訪問したとき、求職している間に B 型を使って、そのあと復職した人がいました。

【委員】

何を言いたいかと言うと、やっぱり、一般就労を目指してほしいと思っています。再来年ぐらいに、障がい者差別解消法の改正があると思いますが、合理的配慮の不提供について、世間一般にまだまだ浸透していないと思うので、改正前にも周知をがんばってほしい。

【委員長】

R3.6月に法改正がありました。民間のほうは準備段階。公布から3年間で施行となっています。いま、実績が0件になっているのはPR不足。行政だけでなく、相談を委託している事業所は市の業務の委託なので、当然差別解消の受付もしないといけない。委託先にもしてもらえるようにしていけばいいし、していかなければならない。他市でそうしているところもあり、0件は不自然。

【事務局】

障がい福祉計画策定時のアンケートで当事者は差別を感じているのに、相談件数が0というのは相談窓口の周知が足りていないということだと思っています。大阪府のホームページに事例集があり、本市のホームページにリンクしているが、わかりづらいので、工夫して周知していきたい。

【委員】

防災のこと。障がい者は避難時に一般の避難所（一時避難所）のところに行ってから福祉避難所に行くのでしょうか。

【事務局】

災害に依じて避難所が開設になるので、まずは開設された避難所に避難をしていただきます。その避難所で必要な支援があればまずはそこで対応して、福祉避難所が開設され、必要ならそこへいくことになります。

【委員】

振り分ける余裕がありますか。初めから福祉避難所に行かせてもらえたらと思います。

【事務局】

災害の状況にもよるが、最近であればゲリラ豪雨や台風の時などはまずはいくつかの避難所を開けます。大災害時は限られた避難所だけではなく、ほとんど開けるのではないと思うが、まずは命優先で近くの避難所をめざしてもらおう。福祉避難所を限定した場合、近くの一時避難所より福祉避難所が遠い人もいますので、一時避難所に避難していただき、そこからまたどうするのかは相談になっていくと思います。

【委員】

一般の避難所から福祉避難所には連れて行ってくれるのでしょうか。

【事務局】

現在も対応できる限りは対応しています。

【委員】

地域や行政で誰がいるとかわかっているから、誰がどこに行くのか仕組みを事前に作っていないといけない。

近くにとりあえず行けというのは無責任。

本来なら誰が行って、ともに避難するのかというのが決まってるはずだから、それを調べてほしい。

【事務局】

令和4年度に障がい者のための防災ブックを作成し、支援員や関係者と一緒に避難時の行動をどうしたら良いのか、どういう対応が良いのかを考えていく予定にしています。

【委員】

基幹相談支援センターはいくつありますか。

【事務局】

1つです。

【委員】

基幹相談支援センターが把握しているはず。事業所と連携をとって、そういう仕組み作りをすぐにしてほしいです。検討委員会の委員でも知らないようなら、地域はもっと知らない。四條畷市は民生委員がすごく活動しているので、協力してもらい仕組み作りをすべきではないでしょうか。

【委員】

防災の活動訓練を各地域でしています。どこの地域がどこへ行くのを知っているはずですが、やってないところはないです。

歩行不能の方、車いすの人などは市の職員が来て、かつぐなどシュミレーションをしている

はずです。今日の市のメンバーは防災のことを知らないから答えられないと思いますが。私の地域は分刻みにシュミレーションした。

【事務局】

地域福祉計画のなかの防災対策の推進について。

防災について講演であるとか、マップ等の作成、また年齢や障害に関係なくご意見にあったような訓練をしています。また地域防災計画避難行動要支援者避難支援プランを策定しております。これについて、個別での介護を行っていかうと考えています。

【委員】

手話言語条例について。先日意見聴取会1回目が開催されたが、条例が3年前にできたことを知らないのもっとしてほしいです。

ビラも配布数が少ないし、ホームページの周知などをしてほしいです。また具体的な取り組みがあまりない。広報誌に手話コラムの掲載、手話動画の配信ぐらい。また取り組みするときには当事者のニーズを把握して行なってほしいです。

【事務局】

周知についてはまだまだ必要と考えており、引き続き進めていきたいと思っています。

来年度、子ども向けに手話事業を進める予定です。図書館で手話で絵本の読みきかせ。手話に小さいころから触れる機会に、また親御さんや周りへも手話が言語であることが広まっていけばと思っています

【委員長】

条例が策定されてから活動が停滞気味だったかと思いますが、ただ、今後具体的なメニューが先日の会議でも出ていたので、だんだん解消されていくのかと思います。